



保育士になりたい
あなたを応援します!

令和2年度 保育士修学資金 貸付のご案内



貸付額

160 万円以内

(2年修学の養成施設の場合の限度額)

月額 5万円以内
入学/就職準備金 各20万円以内

無利子で貸付け

対象者

- ☆保育士の資格取得を目指し、
県内の保育士養成施設に在学されている方(※1・2)
- ☆卒業後山口県内の保育所等(※3)で保育士として
従事しようとする方

返還免除

- ☆養成施設卒業後、山口県内の保育所等(※3)で、
保育士として児童の保護等に5年間(※4)
従事した場合、返還が全額免除されます!

- (※1) ・山口県内出身者であっても、県外の養成施設に在学中の方は対象になりません。
・山口県外出身者であっても山口県内の養成施設に在籍し、卒業後保育士として山口県内の保育所等において従事する意
ががあれば対象となります。
・<対象養成施設>岩国短期大学、宇部フロンティア大学短期大学部、下関短期大学、山口芸術短期大学、山口短期大学、
至誠館大学、東亜大学、梅光学院大学、山口学芸大学、YIC保育&ビジネス専門学校
- (※2) ・職業訓練生等の方は対象となりません。
(※3) ・裏面参照
(※4) ・中高年離職者又は過疎地域内(※5)で従事された方は3年間
(※5) ・裏面参照

提出期限

令和2年(2020年)8月31日(月) 必着(※)
(※)養成施設から山口県社会福祉協議会への提出期限です。

- ご案内には概要を記載していますので、保育士修学資金貸付実施要綱、様式等は
山口県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。



《申請書提出・問い合わせ先》

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター(保育士修学資金担当)

〒753-0072 山口県山口市大手町9-6

☎ 083-922-6200

●ホームページ <http://yamaguchi-fjc.jp/>

山口県福祉人材センター

検索

山口県福祉人材センター



貸付申請の手続き

■申請は、**養成施設を通じて貸付申請書(実施要綱別記第1号様式)**に次の書類を添えてお申し込みください。

- (1) 養成施設の長の推薦書(実施要綱別記第2号様式)
- (2) 誓約書(実施要綱別記第3号様式)
 - ※連帯保証人(日本国内に住所を有すること)が必要です。申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人となります。ただし、保証人として適当である法定代理人がないときはこの限りではありません。
 - ※本人と連帯保証人が連署、押印(連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書(申請日より3か月以内発行)を添付)し、収入印紙(200円)を貼り、右側に申請者、左側に連帯保証人の割印を押印してください。
- (3) 世帯全員(申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。)の住民票(申請日より3か月以内発行)の写し及び世帯全員の前年の所得証明書(申請日より3か月以内発行)の写し
- (4) 中高年離職者(離職後2年以内に養成施設に入学し、入学時45歳以上の方)の場合は、離職を証明する書類(事業所の離職証明等)
- (5) 社会福祉法人山口県社会福祉協議会会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類

貸付決定の解除及び休止

■次のいずれかに該当する場合は、貸付決定を解除することになります。(貸付金の返還事由に該当し、返還を開始することになります。)

- 退学したとき。○心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。(留年も該当) ○修学資金の貸付を辞退したとき。
- 死亡したとき。○その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

■次のいずれかに該当する場合は、貸付を休止することになります。 ○休学し、又は停学の処分を受けたとき。

貸付金の返還

■次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期限までに返還できない場合は、年3%の延滞利子がかかります。(返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。)

- 修学資金の貸付を解除されたとき。
- 死亡したとき、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。(業務従事中を除く。)
- 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。

○山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなくなったとき。

※返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間の2倍の期間以内です。

※返還方法は、月賦の均等払いによります。なお、繰り上げ返還や一括返還もできます。

※猶予期間について…災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、猶予期間を設けることができます。

貸付金の返還免除

★全額免除

卒業後、1年以内に保育士登録を行い山口県内の保育所等(※3)で、保育士として児童の保護等の業務に従事し、引き続き5年間(※4)従事した場合等は、貸付金の返還が免除されます。

※4 中高年離職者又は過疎地域内(※5)で従事された方は3年間

※5 【過疎地域指定市町】…(全 域)萩市・長門市・美祢市・周防大島町・上関町・阿武町
(一部区域)下関市のうち旧「豊田町、豊北町」・宇部市のうち旧「楠町」・
山口市のうち 旧「徳地町、阿東町」・岩国市のうち旧「本郷村、錦町、美川町、
美和町」・柳井市のうち 旧「大島町」・周南市のうち旧「鹿野町」

★一部免除

山口県内の保育所等で、保育士として児童の保護等の業務に引き続き2年以上従事した場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(産休・育休含む)により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。



■※3 保育所等とは

区域	施設種別	根拠法令	
山口県内施設	保育所(公立を含む)	児童福祉法第7条	
	認定こども園	認定こども園法第2条第6項	
	保育所以外の児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)	児童福祉法第7条	
	児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設	児童福祉法第6条の2の2第2項・第4項	
	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	児童福祉法第12条の4	
	地域型保育事業	家庭的保育事業	児童福祉法第6条の3第9項
		小規模保育事業	児童福祉法第6条の3第10項
		居宅訪問型保育事業	児童福祉法第6条の3第11項
		事業所内保育事業	児童福祉法第6条の3第12項
	病児保育事業	児童福祉法第6条の3第13項	
特例保育(離島その他の地域)	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号		